

8 第9期かつらぎ町介護保険事業計画及び高齢者福祉計画概要版

計画の位置づけ

●計画策定の背景(計画策定の趣旨)

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく市町村老人福祉計画及び介護保険法第117条に基づく市町村介護保険事業計画を一体的に策定したものであり、本町における高齢者福祉施策の総合的指針として位置づけられるものです。

また、本計画は本町の最上位計画である「第5次かつらぎ町長期総合計画(2024(令和6)～2035(令和17)年度)」や福祉分野等の関連計画との調和を保ちながら、本町の高齢者に対する施策の基本的な方向を明らかにし、具体的な目標を定めたものです。

基本理念と基本目標

基本理念

ともに助け合い

安心して暮らせるまちづくり

基本目標
1

地域包括ケアシステムの推進と介護基盤の整備

- (1) 地域包括ケア体制の構築
- (2) 介護サービスの充実

基本目標
2

健康づくりと介護予防の推進

- (1) 健康づくりの推進
- (2) 介護予防事業の推進

基本目標
3

生きがいづくり支援と社会参加の推進

- (1) 高齢者の社会参加の推進
- (2) 生涯学習・生きがい活動
- (3) 安心して暮らせる生活環境の充実

基本目標
4

おだやかな生涯がおくれる支援の充実

- (1) 日常生活支援総合事業
- (2) 生活支援体制整備事業
- (3) 認知症への支援体制の強化
- (4) 権利擁護への取り組みの推進

基本目標
5

計画の適正な推進と保険者機能強化の取り組み

- (1) 計画の適正な推進
- (2) 給付適正化の取り組み



かつらぎ町が展開する施策

基本目標① 地域包括ケアシステムの推進と介護基盤の整備

◆地域包括ケア体制の構築

【展開する施策】

- ① 地域見守りネットワーク体制の整備
- ② 医療との連携・連携推進事業の取り組み
- ③ 関係機関との連携
- ④ 福祉意識の啓発

◆介護サービスの充実

【展開する施策】

- ① 介護保険サービス等に関する情報提供の充実
- ② 居宅介護サービスの充実
- ③ 地域密着型サービスの充実
- ④ 施設サービスの充実

基本目標② 健康づくりと介護予防の推進

◆健康づくりの推進

町内各種団体等との連携を強化し、主体的な健康づくりと、生活習慣病の発症及び重症化予防を推進します。

【展開する施策】

- ① 健康づくりに向けた取り組み

◆介護予防事業の推進

心身機能改善を目的とした機能回復訓練に偏ることなく、介護予防事業参加後の活動的な状態の維持や社会参加の視点を踏まえ、介護予防事業の推進に取り組みます。

【展開する施策】

- ① 介護予防把握事業
- ② 一般介護予防事業

基本目標③ 生きがいつくり支援と社会参加の推進

◆高齢者の社会参加の推進

各種ボランティア団体やNPO等との連携を深め、老人クラブや様々な自主的な組織の活動の立ち上げと発展に各種の支援を行い、高齢者が社会的役割や社会参加の機会を得るだけでなく、健康で生きがいを持ち、真に長寿が喜び合える社会づくりに努めます。

【展開する施策】

- ① シルバー人材センターへの支援
- ② 就労に関する機関等との連携
- ③ 農業における高齢者施策の推進
- ④ 老人クラブへの支援
- ⑤ 交流機会の充実
- ⑥ ボランティア活動の推進

介護保険制度のしくみ

サービス利用の流れ

介護サービス・介護予防サービス

地域密着型サービス

介護予防・日常生活支援総合事業

利用者の負担について

介護保険料について

第9期事業計画概要版

◆生涯学習・生きがい活動

豊かな経験を持つ高齢者が、これまでの経験などを活かせる場づくりや生涯学習・生きがい活動の推進を行うことにより、うつや転倒、認知症リスクの低減を図り、健康寿命の延伸につなげます。

【展開する施策】

- ① 学習機会の充実
- ② 文化・芸術活動の推進
- ③ スポーツの推進

◆安心して暮らせる生活環境の充実

災害時に自力で避難が困難な人の対応の検討や、日常生活における高齢者に優しいまちづくりの推進に努めます。

【展開する施策】

- ① 防災対策の充実
- ② 防犯対策の充実
- ③ 交通安全対策の推進
- ④ 住宅環境の整備
- ⑤ 道路・歩道・施設等の整備
- ⑥ 交通機関の確保
- ⑦ 感染症に対する対応

基本目標④ おだやかな生涯がおくれる支援の充実

◆日常生活支援総合事業

市町村が中心となり、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効率的・効果的な支援を可能とすることを旨とするものです。

【展開する施策】

- ① 日常生活への支援
- ② 短期集中C型サービス
- ③ 介護・介助者への支援

◆生活支援体制整備事業の推進

協議体の設置及び生活支援コーディネーターを配置し、地域のニーズ、資源の把握と新たな資源の開発、関係者のネットワークづくりを行い、体制づくりを推進します。

【展開する施策】

- ① 生活支援体制整備事業
- ② 施策や事業の連携、住民協働の推進
- ③ 生活支援の担い手の養成やサービスの開発

◆認知症への支援体制の強化

講座やイベント等を通して普及・啓発を行うことで、認知症予防の推進と理解促進に努めます。

【展開する施策】

- ① 認知症予防対策の推進
- ② 認知症高齢者の支援体制の充実



◆権利擁護への取り組みの推進

高齢者の人権を尊重し、虐待の防止、自立支援の推進に努めます。

【展開する施策】

- ① 高齢者虐待防止対策の推進
- ② 権利擁護に関する支援の充実

基本目標⑤ 計画の適正な推進と保険者機能強化の取り組み

◆介護保険事業の適正な運営

地域ケア会議を開催し、サービス提供に係る事務の取扱いや保険者判断が必要なサービスについて事業者
者に情報提供を行います。相談窓口では、相談体制の充実を図り、きめ細かな相談支援活動を行います。
介護保険サービスに関する苦情事例については、中立的立場から迅速に対応を図り、問題解決に努めます。

【展開する施策】

- ① 介護関係機関との連携とその支援
- ② 相談体制の充実
- ③ 苦情処理体制の充実

◆給付適正化の取り組み

介護保険給付適正化については、効果的・効率的に事業を実施するため、今期計画から5つの事業が3
事業に再編されました。実施内容の充実を図り、保険給付の適正化に努めます。

【展開する施策】

- ① 要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）
- ② ケアプランの点検、住宅改修等の点検及び福祉用具購入・貸与調査
- ③ 医療情報との突合・縦覧点検

計画の推進体制

●連携体制の強化

和歌山県・近隣自治体及び関係機関・関係団体等との連携により、介護・医療・福祉の施策を一体的に進めるとともに、
地域包括ケア会議などにおいて、庁内関連部局と連携し、高齢者対策の協議や各種施策・事業を推進していきます。
また、行政だけでなく、住民、団体や関連機関、事業者、地域が相互に連携を図りながら役割分担のもと、取り組みを
進めます。

●情報提供と相談窓口の充実

介護保険制度の周知を図るとともに、介護予防の方法や家族介護の方法等、技術的な支援についても継続的に情報発
信を行います。
また、居宅介護支援事業者や介護サービス提供事業者等に対して、適切な介護サービスが提供できるよう、制度改正
の内容等、適宜、情報提供を行います。

●計画の評価・検討

計画内容を着実に実行するために、関係各課を含めて、本計画の進捗状況を各年度点検・評価するとともに、高齢者
福祉を巡る状況の変化を加味して、より適正な進捗が図られるように施策・事業の見直し、調整を行います。